

標準報酬制に移行しました ①

シリーズでお知らせしています標準報酬制への移行は、今月からスタートいたしました。今後は、移行後の決定や改定等についてお知らせしていきます。

今月は標準報酬月額等を決定したときにお知らせする通知書についてご案内します。

標準報酬を決定又は改定したとき及び標準期末手当等の額を決定したときは、共済組合は組合員に対し、等級や標準報酬月額等を通知しなければならないこととなっています。

初回となる通知書は、所属所の共済事務担当者を通じて今月末に配付いたしますので、通知書を受け取った際は、決定内容のご確認をお願いいたします。

なお、決定等の内容に不明な点がある場合は、所属所の共済事務担当者にご確認いただきますようお願いいたします。

標準報酬 決定・改定通知書

(所属所)

市町村職員共済組合

下記のとおり標準報酬を決定・改定しましたので、通知します。

(氏名)

		決定・改定事由	適用開始
区 分		標準報酬等級	標準報酬月額
新 等 級	短 期	第 級	千円
	長 期	厚生年金	千円
		退職等年金給付	千円
従 前 等 級	短 期	第 級	千円
	長 期	厚生年金	千円
		退職等年金給付	千円

標準期末手当等 決定通知書

(所属所)

市町村職員共済組合

下記のとおり標準期末手当等を決定しましたので、通知します。

(氏名)

支給年月

区 分		標準期末手当等
短 期		千円
長 期	厚生年金	千円
	退職等年金給付	千円

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306